

証券コード 2667
2019年12月6日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

株式会社 イメージ ワン

代表取締役社長 新井 智

第36回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月20日（金曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年12月23日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ 「コンファレンスルームA」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報 告 事 項 | 第36期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.imageone.co.jp>)に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.imageone.co.jp>) に掲載させていただきます。
 3. 第36回定期株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

(添付書類)

事業報告

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の概況

当事業年度におけるわが国経済は、設備投資が緩やかな増加基調、企業収益は一進一退の動きをみせつつも高水準を維持、さらには雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費も持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし海外経済において、米中貿易摩擦問題の長期化や中東情勢の緊迫化、国内経済において、10月に施行された消費税増税の影響など、景気を下振れさせる懸念材料も多く存在しており、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府の成長戦略が掲げる新しい社会「Society5.0」の実現に向けた戦略分野の筆頭に「健康・医療・介護」が掲げられ、ICT（情報通信技術）を活用した医療サービス具体化への期待が高まってきております。

そして、国連サミットは持続可能な国際開発目標（SDGs）の中で、「エネルギーはすべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」「インフラ、産業化、イノベーションは強靭なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ることを、2030年までの国際開発目標として掲げております。

これらの結果、当事業年度における当社業績は、売上高1,879百万円（前年同期比13.7%増）、営業損失43百万円（前年同期は40百万円の利益）、経常利益692百万円（前年同期比4,091.1%増）、当期純利益243百万円（同2,795.7%増）となりました。

② セグメント別の状況

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高1,283百万円（前年同期比16.6%減）、セグメント利益189百万円（同14.3%減）となりました。

VNA（Vender Neutral Archive）での市場は拡大しており、これまで取り組んできた営業強化策により製品認知度も浸透しつつありますが、主力製品である医療画像システム製品の普及率が高く更新市場となっており、当セグメントの業績は減収減益となりました。

新規参入したクラウド型電子カルテ「i・HIS」は、引合い、受注件数も増加してきており売上も計上いたしました。

また、来年4月の医療法改正を踏まえニーズが急速に高まっている線量管理システム「onti」は、特に核医学検査分野での機能を有する唯一のシステムであり市場で高い評価を得ており、国立研究開発法人等からの受注に繋げております。

次期に関しましては、クラウド型電子カルテおよび線量管理システムは、高い商品力により市場での認知度も広まってきており、業績に大きく貢献することが期待されます。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当事業年度業績は、売上高595百万円（前年同期比420.5%増）、セグメント利益36百万円（同278.2%増）となりました。

イスイのPix4D社製三次元画像処理およびオルソモザイク作成ソフトウェア Pix4Dmapperは、測量・建設分野でのニーズが増加していること、代理店網の拡大、ならびに積極的な販促活動などにより引き続き増収基調となっております。

再生可能エネルギー分野では、未着工および稼働済み太陽光発電所（セカンダリー）の取得・売却、また当第3四半期会計期間より稼働済み太陽光発電所の売電収入が計上され、今後も継続して安定的な収益が見込める状況です。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は500百万円で、主な内訳は、地球環境ソリューション事業の機械及び装置の430百万円であります。

④ 資金調達の状況

- 1) 当事業年度において短期借入金により、50百万円の資金を調達いたしました。
- 2) 当事業年度において長期借入金により、70百万円の資金を調達いたしま

した。

- 3) 当事業年度において社債7百万円を償還しました。
- 4) 当事業年度において長期借入金97百万円を返済し、長期借入金の期末残高は1年内返済予定分を含め136百万円であります。
- 5) 当事業年度において割賦契約により、864百万円の資金を調達いたしました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、duranta事業を株式会社ZAIKENに対して譲渡することを決議し、2019年3月18日に譲渡いたしました。

(2) 対処すべき課題と次期（第37期：2020年9月期）の事業計画

（対処すべき課題）

- 1) 安定利益確保の体制構築
- 2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化
- 3) 新規事業の創出による収益基盤の早期確立

（次期の事業計画）

再生可能エネルギー分野では、未着工および稼働済み太陽光発電所（セカンダリー）の取得・売却、また当第3四半期会計期間より稼働済み太陽光発電所の売電収入が計上され、今後も継続して安定的な収益が見込める状況です。

次期は、中期経営計画（第二年度）の事業施策を確実に具体化し、IT医療とエネルギー事業および環境事業を通じて「健康な長寿社会とクリーンなエネルギー社会」の創造に貢献してまいります。

ヘルスケアソリューション事業

病院導入率が既に約85%に達しており、かつ価格競争も厳しいPACS主体の営業から、クラウド型電子カルテおよび、核医学の線量管理システムを加えた商品戦略とし、ヘルスケアソリューション事業の収益性改善に注力いたします。

来年4月の医療法改正を踏まえた国内唯一の核医学検査の線量管理システム「onti」は、当社が独占販売権を獲得しておりますが、業界評価も高く、今後売上げが見込まれ現在拡販中であります。

クラウド型オーダリング電子カルテの事業領域においては、200病床未満の病院で63%が未導入であり、成長余地の大きな市場にありますが、既存商品であるPACS等のソフトウェアとの連携により顧客の利便性向上が向上できます。

再生医療関連事業においては、周辺産業の市場は2030年に国内5,500億円、

海外5.2兆円の予測があり、今後の成長が期待される市場であり、提携医療機関向け細胞培養技術の提供、および化粧品メーカーや化粧品原料メーカーへの幹細胞培養液の提供、また海外への技術移転ビジネスも視野に入れており、今期から取り扱いをスタートする計画です。

遠隔医療相談グローバル事業においては、日本の専門医がインターネットを介して海外のクライアントの医療相談に応じ、日本で治療希望する患者の事前相談として位置づけ、今期から取り扱いをスタートする計画です。2020年の日本への医療目的の入国者は中国から約31万人と予測される有望な市場となっております。

地球環境ソリューション事業

GEOソリューション事業においては、建設・土木・測量分野でのUAV運用が加速傾向にあり、当社が販売するPix4D社製ソフトウェアPix4Dmapperは引き続き堅調に推移をするものと見込んでおります。

事業規模のさらなる拡大に向けて、周辺ソフトウェアやハードウェアのラインナップを充実させ、既に構築をした当社の国内代理店ネットワークを活用した販売活性化を進めるとともに、地理空間情報に係るサービス事業の構築を図ってまいります。

太陽光発電事業においては、未稼働案件が依然として多く存在しており、継続して優良案件の開発やセカンダリーの取得を進め、また、風力発電事業も、開発事業と売電事業により短期的なキャッシュの創出と安定的な収入の確保の早期実現を目指します。

バイオマス発電事業においては、家畜糞尿、食品残渣等の有機性廃棄物の発酵によるメタンガス発電や、未利用の間伐材を活用したバイオマス発電に関し、国内パートナーとの協業を基に最新鋭のシステムを活用し事業化してまいります。

バイオプラスチック事業においては、自然分解する素材として注目を受けている素材であり、古紙などを活用することで、従来の他社製品に比較し低価格での販売が可能であり、他社との業務提携契約により事業化してまいります。

これらを踏まえて、2020年9月期の業績見通しにつきましては、売上高2,600百万円（当期比38.3%増）、営業利益390百万円（当期は43百万円の損失）、経常利益360百万円（当期比48.0%減）、当期純利益300百万円（当期比23.4%増）を見込んでおります。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第33期 (2015.10.1 ~ 2016.9.30)	第34期 (2016.10.1 ~ 2017.9.30)	第35期 (2017.10.1 ~ 2018.9.30)	第36期 (当事業年度) (2018.10.1 ~ 2019.9.30)
売上高(百万円)	1,482	1,385	1,653	1,879
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	17	△106	16	692
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	10	△120	8	243
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2円46銭	△25円25銭	1円44銭	36円80銭
総資産(百万円)	1,490	1,386	2,195	3,429
純資産(百万円)	851	838	1,659	1,902

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム（PACS）の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・クラウド型オーダリング電子カルテの販売
- ・核医学検査の線量管理システムの販売
- ・再生医療、細胞培養に関するコンサルタント業務、細胞培養に関する培養士の育成

(地球環境ソリューション事業)

- ・UAV（小型無人飛行機）の販売・撮影計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・Pix4Dmapper（自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務

(5) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	東京都新宿区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(6) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	34名	7名増	41.6歳
女 性	7名	一名	43.4歳
合計又は平均	41名	7名増	41.9歳

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	136,910千円
株 式 会 社 北 都 銀 行	50,000千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,606,600株 (自己株式74,500株を除く。) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 3,936名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 タイズコーポレーション	965,500株	14.6%
株式会社 ジェンス	368,700株	5.6%
株式会社 JJD	309,700株	4.7%
株式会社 きずな	280,500株	4.2%
株式会社 ユニ・ロット	246,000株	3.7%
株式会社 コムシス	244,000株	3.7%
楽天証券株式会社	179,400株	2.7%
宇野辰雄	116,000株	1.8%
株式会社 SBI証券	102,800株	1.6%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (當任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	90,000株	1.4%

(注) 持株比率は、自己株式(74,500株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
新井 智	代表取締役社長	ヘルスケア事業部長
高島 保夫	取締役	新規事業部長
立花 和幸	取締役	
川倉 歩	取締役	
菊本 雅文	取締役	
笠原 弘和	取締役(監査等委員)	
諸我 徹	取締役(監査等委員)	
市橋 卓	仮取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 取締役笠原弘和氏、諸我徹氏、市橋卓氏は社外取締役であります。
 2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
 3. 監査等委員市橋卓氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。なお、当社は取締役笠原弘和氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び取締役(監査等委員)

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任事由
取締役	鵜飼 良一	管理部長	2018年12月26日	任期満了
取締役	板谷 元照	株式会社エンパワー プレミアム取締役会長	2018年12月26日	任期満了
取締役	下休場 勝司	ヘルスケア事業部長	2018年12月26日	任期満了
取締役	高田 康廣	—	2019年1月25日	辞任
取締役 (監査等委員)	林 敦	税理士法人すずらん 代表社員	2019年1月25日	辞任
取締役 (監査等委員)	小高 正嗣	—	2019年1月25日	辞任

③ 取締役の報酬等の額

区分	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会 決議に基づく報酬	9名	40,950千円	5名	12,000千円	14名	52,950千円

(注) 1. 上記のうち、社外取締役（監査等委員）に対する報酬等の総額は5名12,000千円であります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、2018年12月26日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名に対する報酬等の額、2019年1月25日に辞任した取締役（監査等委員を除く）1名及び監査等委員である取締役2名に対する報酬等の額を含めています。
4. 報酬等の額には、2019年2月15日に就任した監査等委員である仮取締役1名に対する報酬等の額を含めています。

④ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）笠原弘和氏は、株式会社きずなの代表取締役であります。同社と当社の間に資本関係があり、同社は当社に対して出資しております。

2.当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	笠原弘和	2018年12月26日に選任以降、当事業年度開催の取締役会には、13回のうち12回に出席し、監査等委員会9回のうち9回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役 (監査等委員)	諸我徹	当事業年度開催の取締役会には、17回全てに出席し、また監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役 (監査等委員)	林敦	2019年1月25日辞任までの当事業年度開催の取締役会には、4回のうち4回に出席し、また監査等委員会6回のうち4回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役 (監査等委員)	小高正嗣	2019年1月25日辞任までの当事業年度開催の取締役会には、4回のうち3回に出席し、また監査等委員会6回のうち4回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
仮取締役 (監査等委員)	市橋卓	2019年2月15日に仮取締役選任以降、当事業年度開催の取締役会には、11回のうち9回に出席し、監査等委員会7回のうち7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。

3.責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました水都有限責任監査法人は、2018年12月26日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任したため、2018年12月26日付で一時会計監査人としてフロンティア監査法人を選任いたしました。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することいたします。

会社法第340条第1項各号

- 1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「ISMS関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。
- また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行なう。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮から独立した使用人を置くことができる。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
- 監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明を求めることができる。
- また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員であるものを除く）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

(重要な会議の開催状況)

定期取締役会17回を開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査等委員会を13回、リスク管理委員会を1回開催しました。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,436,299	負債の部	
現金及び預金	1,288,513	流動負債	463,685
売掛金	883,658	買掛金	159,376
商品	21,000	短期借入金	50,000
仕掛品	4,764	1年内返済予定の長期借入金	31,500
貯蔵品	770	未払法人税等	50,109
未収還付法人税等	87,132	1年内返済予定の長期割賦未払金	79,574
その他の	150,761	製品保証引当金	10,837
貸倒引当金	△303	その他の	82,287
固定資産	992,815	固定負債	1,063,010
有形固定資産	464,672	長期借入金	105,410
建物	13,183	退職給付引当金	3,003
機械及び装置	424,716	長期割賦未払金	954,596
工具、器具及び備品	26,504	負債合計	1,526,696
リース資産	267	純資産の部	
無形固定資産	58,725	株主資本	1,901,788
ソフトウエア	54,485	資本金	1,700,536
その他の	4,239	資本剰余金	843,534
投資その他の資産	469,416	資本準備金	843,534
関係会社株式	65,796	利益剰余金	△530,332
その他の関係会社有価証券	163,745	その他利益剰余金	△530,332
長期前払費用	179,282	繰越利益剰余金	△530,332
その他の	66,592	自己株式	△111,949
貸倒引当金	△6,000	新株予約権	630
資産合計	3,429,114	純資産合計	1,902,418
		負債及び純資産合計	3,429,114

損益計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		1,879,596
売 上 原 価		1,321,155
売 上 総 利 益		558,440
販売費及び一般管理費		602,377
營 業 損 失		43,937
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	929	
受 取 配 当 金	150	
匿名組合投資利益	766,295	
為替差益	413	
受 取 手 数 料	1,316	
そ の 他	685	769,790
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,312	
社 債 利 息	25	
支 払 手 数 料	26,843	33,181
經 常 利 益		692,672
特 別 利 益		
短期売買利益受贈益	7,245	7,245
特 別 損 失		
固定資産除却損	5,705	
事業譲渡損	10,894	
関係会社株式評価損	333,203	
営業所移転費用	1,049	350,853
税引前当期純利益		349,064
法人税、住民税及び事業税		105,958
当 期 純 利 益		243,106

株主資本等 変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				利益 剩 余 金	
	資本 剩 余 金					
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	利益剩余金合計		
当期末残高	1,700,536	843,534	843,534	△773,438	△773,438	
当期変動額						
当期純利益				243,106	243,106	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	243,106	243,106	
当期末残高	1,700,536	843,534	843,534	△530,332	△530,332	

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期末残高	△111,949	1,658,681	630	1,659,311
当期変動額				
当期純利益		243,106		243,106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	243,106	—	243,106
当期末残高	△111,949	1,901,788	630	1,902,418

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

株式会社イメージ ワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指 定 任 員 公認会計士 藤井 幸雄 (印)
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの2018年10月1日から2019年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている各取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月15日

株式会社イメージ ワン 監査等委員会

監査等委員	笠原 弘和	印
監査等委員	諸我 徹	印
監査等委員	市橋 卓	印

(注) 監査等委員笠原弘和、諸我徹及び市橋卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社が、今後信用保証業務やリース業務に参入するにあたり、当社の事業目的に追加・変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成</p> <p>2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援</p> <p>3 電子計測機器の輸出入、販売<u>および</u>技術支援</p> <p>4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事</p> <p>5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務</p> <p>6 インターネットポータルサイトの企画・運営</p> <p>7 医薬品、化粧品の開発、製造および販売</p> <p>8 病院およびクリニックの運営およびコンサルタント業務</p> <p>9 再生医療等に関するコンサルタント業務</p> <p>10 細胞培養に関する培養士の育成および細胞培養に関するコンサルタント業務</p> <p>11 再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</p> <p>12 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</p> <p>13 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付帯する事業のコンサルティング業務 (新設)</p> <p>14 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成<u>および</u>リース業務</p> <p>2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、<u>技術支援および</u>リース業務</p> <p>3 電子計測機器の輸出入、販売、<u>技術支援および</u>リース業務</p> <p>4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事</p> <p>5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務</p> <p>6 インターネットポータルサイトの企画・運営</p> <p>7 医薬品、化粧品の開発、製造および販売</p> <p>8 病院およびクリニックの運営およびコンサルタント業務</p> <p>9 再生医療等に関するコンサルタント業務</p> <p>10 細胞培養に関する培養士の育成および細胞培養に関するコンサルタント業務</p> <p>11 再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</p> <p>12 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</p> <p>13 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</p> <p>14 信用保証業務</p> <p>15 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務</p>

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金 843,534,050円
のうち 530,332,257円

2. 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 2019年12月23日

また、会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補させていただきたいと存じます。減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

1. 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 530,332,257円

2. 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 530,332,257円

なお、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、前期に引き続き当期の期末配当金につきましても見送らせていただきたいと存じます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あらい　さとし 新井 智 (1962年10月18日生)	1981年4月 株式会社エクロス入社 1998年3月 株式会社Tワーク設立、同社代表取締役就任 2012年7月 株式会社Gテック代表取締役就任 2018年12月 当社代表取締役社長ヘルスケア事業部長（現任）	0株
2	たかしま　やすお 高島 保夫 (1952年8月8日生)	1971年4月 株式会社日立製作所入社 2011年10月 同社電力システム社新エネルギー推進本部長 2018年3月 同社退職 2018年12月 当社取締役新規事業部長 2019年10月 当社取締役エネルギー事業部長（現任）	22,000株
3	たちはな　ゆき 立花 和幸 (1966年2月15日生)	1985年4月 西川電機株式会社入社 1992年4月 株式会社アクスエンジニアリング設立、同社代表取締役就任（現任） 2018年12月 当社取締役（現任）	0株
4	かわくら　あゆむ 川倉 歩 (1969年3月1日生)	1994年4月 株式会社因幡電機製作所入社 2008年4月 株式会社Golden Spoon Japan入社 2013年2月 株式会社ジーンス代表取締役就任（現任） 2018年12月 当社取締役（現任）	0株
5	きくもとまさふみ 菊本 雅文 (1969年5月13日生)	1993年4月 株式会社兵庫銀行（現みなんと銀行）入社 2007年4月 株式会社プラフ代表取締役就任（現任） 2018年12月 当社取締役（現任）	0株
6	のむら　しんいち 野村 真一 (1956年1月3日生)	1978年4月 株式会社太陽神戸銀行（現三井住友銀行）入行 1999年7月 当社入社 2008年12月 当社取締役就任 2014年12月 当社財務顧問 2016年1月 株式会社アセットプロデュース設立、同社代表取締役就任（現任） 2018年12月 当社執行役員管理部長就任（現任）	0株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役諸我徹氏、仮取締役市橋卓氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また笠原弘和氏より退任届を受理しておりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いち　はし　たく 市　橋　卓 (1983年6月28日生)	2012年12月 弁護士登録 小出剛司法律事務所入所 2013年10月 シティユーワ法律事務所入所 2018年8月 OMM法律事務所参画（現任） 2019年2月 当社仮取締役（監査等委員）（現任）	100株
2	はやし　あつし 林　敦 (1961年5月17日生)	1985年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1991年9月 林公認会計士事務所開業 1993年5月 税理士登録 1998年3月 社会福祉法人フロンティア豊島（現社会福祉法人フロンティア）監事就任 2007年9月 税理士法人すづらん代表社員就任（現任） 2010年12月 当社監査役 2017年12月 当社監査等委員 2019年1月 当社監査等委員退任	0株
3	みず　たに　けい　ご 水　谷　啓　吾 (1986年10月14日生)	2009年4月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2013年2月 公認会計士登録 2018年8月 水谷啓吾公認会計士事務所代表（現任）	0株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 市橋卓氏、林敦氏及び水谷啓吾氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 市橋卓氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に生かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 林敦氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 水谷啓吾氏は、企業経営者としての高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 現在、市橋卓氏と当社との間に責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、改めて会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象取締役は6名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 講渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 謾渡制限の解除

当社は、対象取締役が、謹渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、謹渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合、謹渡制限を解除する本割当株式の数及び謹渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が謹渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、謹渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謹渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。また、この場合、当社は、謹渡制限が解除された直後の時点においてなお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、謹渡制限期間中の謹渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第6号議案 会計監査人選任の件

フロンティア監査法人は、第36回定時株主総会終結の時をもって一時会計監査人としての任期を終了いたしますが、改めて会計監査人としての選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がフロンティア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は長年にわたる企業会計監査の実績を有し、会計監査人として必要な専門性と独立性、ならびに職業的専門家としての適時適切な監査判断を可能とする体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	フロンティア監査法人
事務所所在地	東京都品川区西五反田二丁目25番3号
沿革	2007年2月14日設立
概要	出資金 10百万円 構成人員 代表社員 5名 その他の監査従事者（常勤）5名 合計10名 監査対象の上場会社数 6社

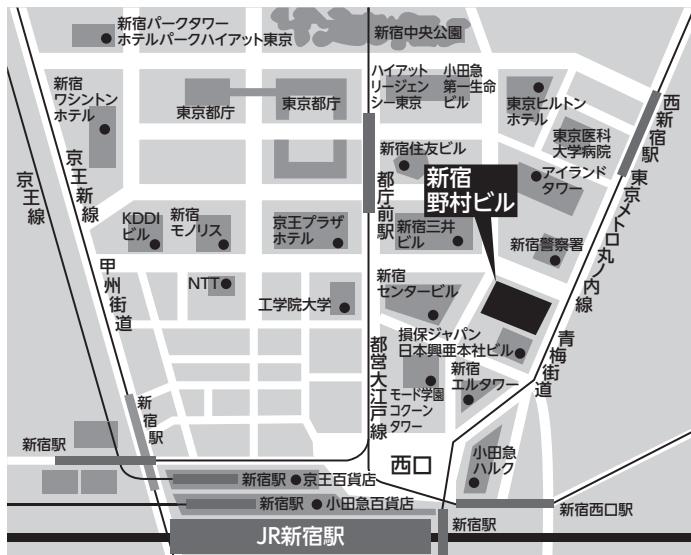
以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA
TEL（03）3348-6513



●交通機関

- ・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」（2番出口）：徒歩4分
 - ・J R・私鉄・地下鉄「新宿駅西口」（A18出口）：徒歩6分
 - ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」（B2出口）：徒歩8分